

生活困窮者自立支援員募集要項

項 目	内 容
職名	生活困窮者自立支援員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都大島支庁総務課（福祉担当） （東京都大島町元町字オンダシ 222-1）
職務内容	1 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業（相談業務・システム入力業務等） 2 就労準備支援事業（委託事業者との調整業務等） 3 家計改善支援事業（委託事業者との調整業務等） 4 子どもの学習・生活支援事業（委託事業者との調整業務等） 5 住居確保給付金の支給事務
応募資格・求められる能力	次のすべての要件を満たすこと。 1 福祉関連業務に関心があり、生活困窮者への相談業務またはその他の相談業務に従事した経験があること。 2 健康で、かつ職務を遂行する熱意と意欲があること。 3 Excel、Word 等のパソコンソフトを操作して一定程度の事務処理を行えること。 4 自動車普通免許を取得していること。
勤務日数	月 16 日勤務（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く）
勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 所定勤務時間を超える勤務有り（業務の必要上やむを得ない場合のみ）
休憩時間	正午から午後 1 時まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額 196,500 円（改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限 55,000 円/月） ※ 原則として毎月 15 日支給

	※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等の加入有り ※ 所定の要件を満たした場合
応募方法等	申込書類を担当者まで提出 <申込書類> <u>「会計年度任用職員申込書」(第1号様式)</u> ア 「会計年度任用職員申込書」(第1号様式) イ 返信用封筒(110円切手貼付) ※ 申込書には必ず、写真(カラー)を貼付してください。写真の大きさは、背景無し、無帽で(横)30mm×(縦)40mmです。また、写真の裏面に名前を記載してください。 ※ 返信用封用には、合否通知等の郵送先(氏名・住所・郵便番号)を記入し、110円切手を貼付してください。 2 申込方法 上記申込書類を、以下の申込先に郵送(簡易書留)またはご持参ください。 <申込先> 〒100-0101 東京都大島町元町字オンダシ 222-1 東京都大島支庁総務課庶務担当 西雪 宛 ※ 申込書類は、選考及び合否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、予め御了承ください。
応募期限	令和7年1月31日(金曜日)まで(必着) ※ 持参の場合は、大島支庁の開庁日の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く) ※ 郵送の場合は、最終日消印有効ではありません。期日を過ぎて到達したものは、受け付けられませんので御注意ください。
選考方法等	1 選考方法 一次審査(書類選考)後、二次審査(面接)を実施します。 2 面接日時(予定)及び面接場所 (1) 日時 令和7年2月中旬～下旬(予定) (2) 場所 大島支庁庁舎内会議室 ※ 詳細は、一次審査(書類選考)合格者に別途お知らせします。 3 合否通知及び通知方法 二次審査(面接)実施後、本人宛郵送等により通知いたします。 選考経過及び結果に関する問い合わせについては、一切応じられません。
問合せ	〒100-0101 東京都大島町元町字オンダシ 222-1 東京都大島支庁総務課庶務担当 西雪 (直通) 04992-2-4411